

日出町公告第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和8年2月20日

日出町長 安部 徹也



1 認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 小内原区地縁団体
- (2) 区域 杵築市山香町大字久木野尾1706番地から1835番地
- (3) 主たる事務所の所在地 杵築市山香町大字久木野尾1710番地

2 申請不動産に関する事項

・土地

| 地目 | 面積 | 所在地 |
|----|----------------------|-----------------------------------|
| 山林 | 22608 m ² | 速見郡日出町大字南畑 字高平ヒタイ 1753番1342 |

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 別紙のとおり
住所 別紙のとおり

3 異議を申し述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を申し述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和8年2月20日から令和8年5月20日まで
- (2) 方法 地方自治法施行規則第22条の3第3項に規定する申出書(日出町総務課備え付け)及び関係書類(住民票の写し等)を日出町総務課(日出町役場2階)に提出してください。

(別紙)

| ○表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所 | | | |
|-------------------------------|--------|--------------------|--------|
| | 氏名又は名称 | 住所 | 備考 |
| 1 | 加藤 雄一 | 杵築市山香町大字野原991番地13 | 持分8分の1 |
| 2 | 加藤 健治 | 杵築市山香町大字久木野尾1826番地 | 持分8分の1 |
| 3 | 加藤 政子 | 杵築市山香町大字久木野尾1826番地 | 持分8分の1 |
| 4 | 加藤 正義 | 杵築市山香町大字久木野尾1706番地 | 持分8分の1 |
| 5 | 加藤 ミチヨ | 杵築市山香町大字久木野尾1838番地 | 持分8分の1 |
| 6 | 加藤 陽子 | 杵築市山香町大字久木野尾1826番地 | 持分8分の1 |
| 7 | 加藤 慶一 | 杵築市山香町大字久木野尾1835番地 | 持分8分の1 |
| 8 | 加藤 邦臣 | 杵築市山香町大字久木野尾1825番地 | 持分8分の1 |